平成 24 年 11 月 30 日

各　　位

会 社 名　シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
（管理会社コード 16714）
代表者名　　代表取締役社長　水嶋　浩雅
問合せ先　　業務本部　山口　節一
（TEL:03－5208－5211）

WTI 原油価格連動型上場投信の約款変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 30 日に「WTI 原油価格連動型上場投信」（証券コード：1671）（以下「当 ETF」といいます。）について、投資信託約款の重大な変更を提案し、法令に基づき書面による決議を行なうこと、並びに、平成 24 年 12 月 18 日を基準日とし、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めたことを、お知らせいたします。

なお、以下の点にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

- **書類の送付**
  平成 24 年 12 月 18 日（基準日）現在の受益者に、平成 25 年 1 月 16 日ごろ、上記の約款変更に関する書類を郵送いたします。
  約款変更の具体的な手続やそれに関するお問合せ方法等は、お送りする書類の中で、ご確認いただけます。

- **この度の約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。**
  約款変更について賛否を問う書面による決議を行ないますが、議決権行使書面のご返信がなされない場合、変更案に賛成いただけたものとみなされますので、賛成の受益者は、何もお手続きいただく必要はありません。

○約款の変更内容の概要

＜変更の内容＞

当社は、投資信託約款の信託事務等の諸費用に関する条項に関し、受益者にご負担いただく費用の内容をより明確に致します。当該約款変更により信託事務（基準価額の計算等）を外部に委託する場合の費用等を信託事務等の諸費用の項目に記載させていただくこととしました。

当該約款変更が決定した場合、受益者の皆様に新たな費用をご負担いただくことになります。

＜変更の理由＞

・外部環境の変化に対する社内体制の強化

・危機管理対策の強化

平成23年3月の大震災を契機として、業務継続体制（ＢＣＭ）を一層強化する必要性が高まり、顧客保護の観点から業務やデータ保存の分散によるバックアップ体制強化の一環として基準価額の計算事務等の外部委託を実施することとしました。

・信託事務に対するバックアップ体制の強化

ＡＩＪ事件を始めとして投資運用業者の算出する資産の評価方法や管理体制への信頼性が揺らいでいるため、信託事務等の一部または全部を外部機関に業務委託することにより、信託事務等の信頼性および透明性をより一層高めることとしました。

・受益者負担の明確化

従来の信託事務の処理に要する諸費用の項目に加え、信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）及びこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用を信託事務等の諸費用として明示し、信託事務費用としての受益者負担である費用項目を明確にしました。

これは、信託の計理業務等の信託事務を外部機関に業務委託することにより、信託財産ごとの信託事務費用が明確になり、今般、所要の変更を行うものであります。また、ご負担いただく費用につきましては、毎月、外部機関が使用する基本システム（全ての信託財産で使用）のほかにオプション・システム（一部の信託財産で使用）およびデータの件数など諸要因により信託財産ごとにかかる委託費用が計算されます。従いまして、信託報酬のように一定の料率で示すことができないため、また、設定および解約（または交換）により信託財産の純資産総額が変動するため、かかる委託費用の上限につきましてはいつでも変更可能といたします。

これらの対応により発生する費用を、受益者にご理解いただく必要があると考えたことから、上記の変更を行ないます。

受益者の皆様におかれましては、上記趣旨をご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

○投資信託約款の変更の日程および手続きについて

日付	手続きの内容
平成 24 年 12 月 18 日（火） 基準日	当該基準日現在の受益者を、書面決議における議決権の行使可能な受益者といたします。
平成 25 年 1 月 16 日（水） までに書類を発送	当該基準日現在の受益者宛に、「議決権行使書面」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。 ●約款変更に「反対」の受益者の方は、同封する「議決権行使書面」の「否」の欄に丸印をつけて返送してください。 ●約款変更に「賛成」の受益者の方は、特に何もしていただく必要はありません。（返送されなかったものについては、法令および約款の規定により、賛成として取り扱われます。）
平成 25 年 2 月 4 日（月） 書面決議	平成 25 年 1 月 31 日（木）までに返送された「議決権行使書面」をもって書面決議を行ないます。当該基準日現在の受益者の半数以上、かつ議決権（口数）の３分の２以上の賛成をもって可決されます。
平成 25 年 2 月 6 日（水）～ 平成 25 年 2 月 26 日（火） 買取請求の受付期間	議決権行使において、反対をされた受益者の方は、当ＥＴＦの買取を請求することができます。 ●議決権行使期間中あるいは買取請求の受付期間中であっても、また、当該約款変更の反対か否かにかかわらず、市場で売却することができます。 ●平成 25 年 1 月 16 日ごろにお送りします、約款変更に関する書類の中に買取請求の手続きについてご説明いたします。
平成 25 年 3 月 1 日（金） 約款変更適用予定日	書面決議が可決された場合、投資信託約款の変更を行ないます。（当局に投資信託約款の変更の届出を行ないます。）

WTI 原油価格連動型上場投信

投資信託約款の変更案（新旧対照表）

下線部＿＿＿は変更部分を示します。

（変更後）	（変更前）
（信託事務等の諸費用） 第 35 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第 2 項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」（当該諸経費に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。	（信託事務等の諸費用） 第 35 条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　前項に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、第１号から第７号までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。	②　前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用	＜新設＞
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用	1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用	2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）	3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）	4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）	5. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用	6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用	7. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）	8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
10. 受益権の上場に係る費用	9. 受益権の上場に係る費用
11. 対象指標その他これに類する標章の使用料	10. 対象指標その他これに類する標章の使用料
③　委託者は、前 2 項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から	③　委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受

受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。 ④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。 ⑤　前項の場合において、第 2 項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の 10 とします。）を乗じて得た額とし、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。	けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。 ④　前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、係る見積率を何時にても見直すことができるものとします。 ⑤　前項の場合において、第 2 項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の 10 とします。）を乗じて得た額とし、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。